

SDGs未来都市豊島区



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



# 豊島区の監査のあらまし

## 令和7年度実施結果概要

令和 8 年 6 月  
豊島区監査委員

# 目 次

|                       |    |    |
|-----------------------|----|----|
| 1 監査委員とその役割           | …… | 1  |
| 2 監査の観点               | …… | 2  |
| 3 監査の種類               | …… | 3  |
| 4 監査の流れ               | …… | 4  |
| 5 監査の年間スケジュール         | …… | 5  |
| 6 監査の実施状況             |    |    |
| (1) 定期監査              | …… | 6  |
| (2) 財政援助団体等監査         | …… | 9  |
| (3) 工事監査              | …… | 11 |
| (4) 行政監査              | …… | 13 |
| (5) 決算審査              | …… | 15 |
| (6) 健全化判断比率審査         | …… | 16 |
| (7) 住民監査請求に基づく監査      | …… | 17 |
| 7 監査結果に基づく措置状況（令和6年度） | …… | 18 |

# 1 監査委員とその役割

監査とは、地方自治体の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、区長から独立した公平な立場で監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

監査委員は、人格が高潔で、地方自治体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、区議会議員の「議員選任委員」からなり、区長が議会の同意を得て選任します。豊島区では、「豊島区監査委員条例」により、3人の識見選任委員と1人の議員選任委員が選任されています。

## 【令和7年度の委員】 敬称略

| 氏名                   | 区分                 | 就任                          | 任期    |
|----------------------|--------------------|-----------------------------|-------|
| 小沼 博靖<br>(おぬま ひろやす)  | 識見選任委員<br>(代表監査委員) | 令和6年4月1日                    | 4年    |
| 中川 貞枝<br>(なかがわ さだえ)  | 識見選任委員             | ① 平成30年7月17日<br>② 令和4年7月17日 | 4年    |
| 鈴木 利治<br>(すずき としはる)  | 識見選任委員             | 令和7年4月1日                    | 4年    |
| 細川 正博<br>(ほそかわ まさひろ) | 議員選任委員             | 令和7年5月28日                   | 議員の任期 |

※ 議員選任委員交代・・・ 令和7年5月27日までは、星京子委員  
令和8年5月28日から、有里真穂委員へ交代

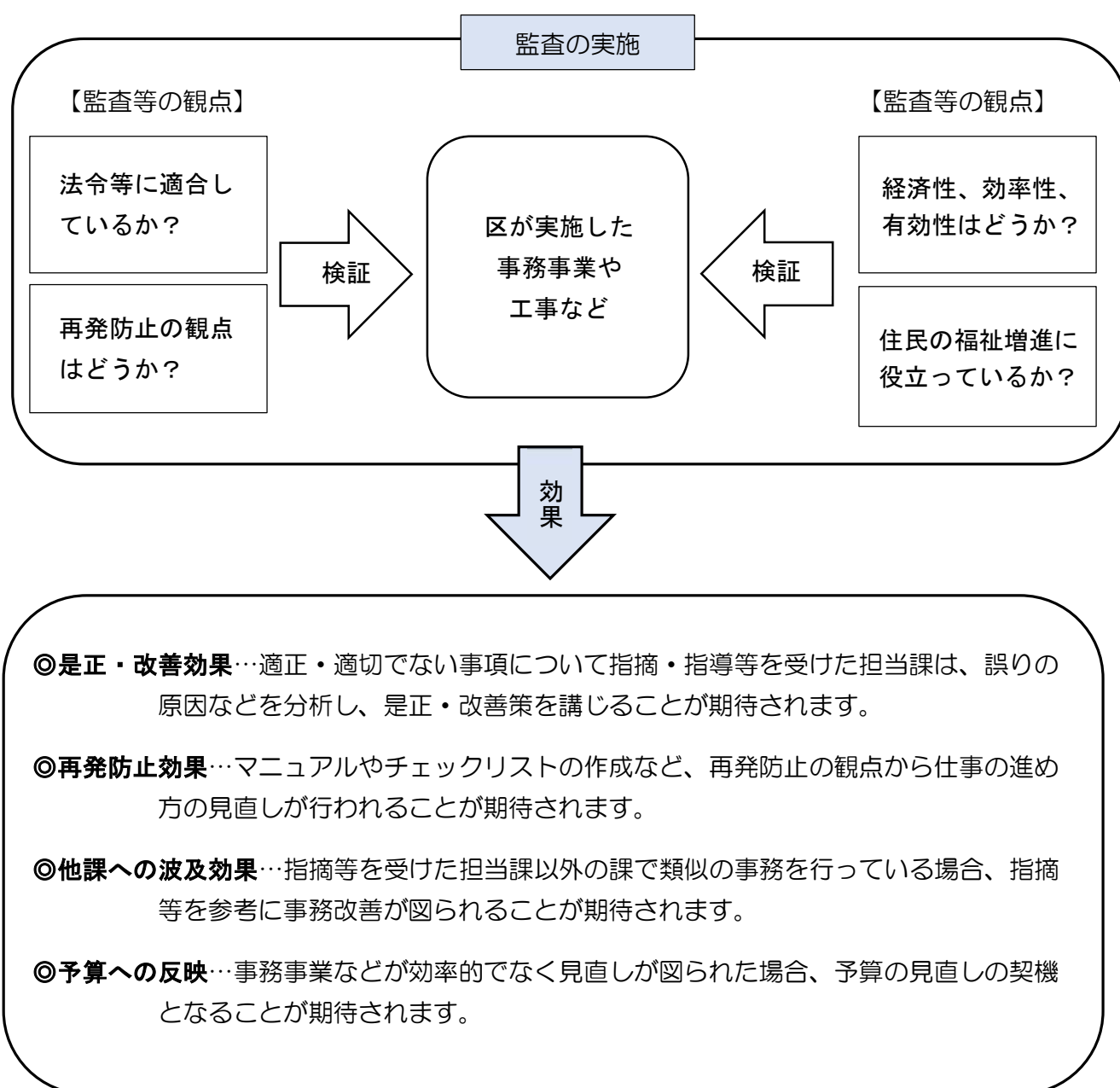
監査委員は、区の行政事務や事業、工事などについて、効率的に行われているか、区民サービスの向上が図られているかなどを検証し、問題点があればそれを指摘し、改善を求めています。その結果は区長や区議会などに報告するとともに、ホームページ等で公表します。

これらの取組を通して、区政に対する区民の信頼確保に努めています。

## 2 監査の観点

地方自治法は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めています。また、「地方公共団体は、常に組織及び運営の合理化に努める」とあります。

これに基づき、豊島区では、従来から法規性、経済性、効率性、有効性などの観点から監査を実施しています。令和2年4月1日、同法の改正に基づき「豊島区監査基準」を策定し、監査等の観点を明確にしました。



### 3 監査の種類

監査委員は、地方自治法などの法令や豊島区監査基準に基づき、様々な監査を実施しています。主な監査の種類は、次のとおりです。

(◎印は、地方自治法上、実施義務がある監査)

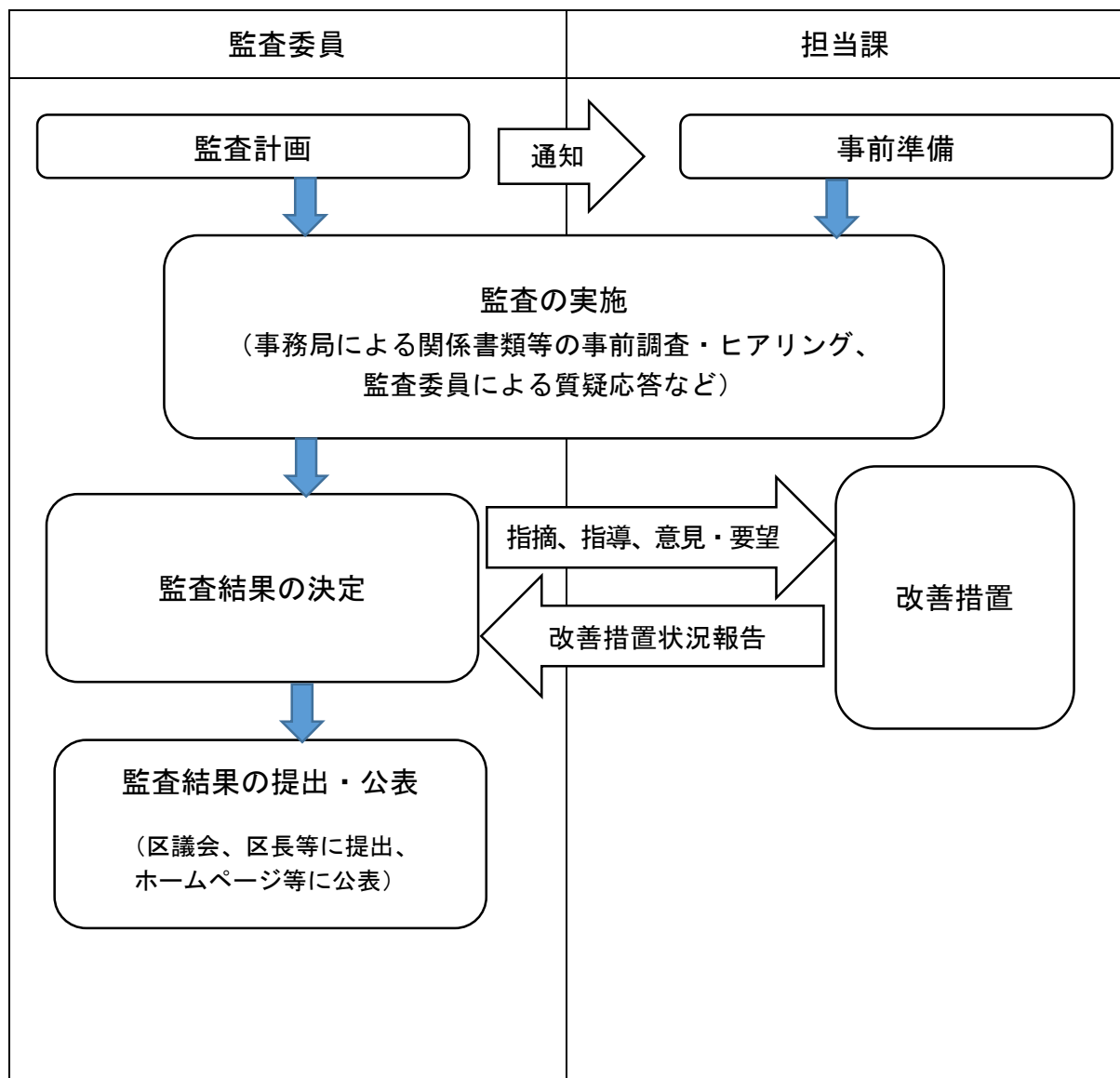
| 監査の種類            | 概要  |
|------------------|---|
| 定期監査 (◎)         | 区の財務に関する事務の執行について、公正で、効率的かつ効果的に実施されているかを定期的に監査するものです。本区では、「部局監査」と「施設監査」を定期監査に位置付けています。            |
| 財政援助団体等監査        | 区が財政的援助を与えている団体等に対し、出納その他の事務の執行が目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを随時に監査するものです。                               |
| 工事監査             | 区が行う工事について、その工事の経済性、効率性の観点から計画・設計・積算・施工等における不経済な支出・施工不良がないか、また、技術面から適正に行われているかを取り上げて、随時に監査するものです。 |
| 行政監査             | 区の事務事業のうち、その事務事業の適時性、重要性の観点から特定のテーマを取り上げて、随時に監査するものです。  |
| 例月現金出納検査 (◎)     | 各会計の現金出納や現金保管が適正に行われているかについて、毎月検査するものです。  |
| 決算審査 (◎)         | 区の決算について、計数表示の正確性、予算執行の適否、会計処理の適法性等を確認するほか、予算で定められた目的に沿って、事務事業が最も経済的及び効果的に執行されたかを毎年度審査するものです。     |
| 健全化判断比率審査 (◎)    | 区の決算に合わせて算定される4つの健全化判断比率について、比率が適正に算定され、算定基礎資料が適正に作成されているかを毎年度審査するものです。                           |
| 住民監査請求に基づく監査 (◎) | 区の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるととして区民から請求があった場合、監査するものです。  |

## 4 監査の流れ

監査委員は、住民監査請求に基づく監査など特別な監査を除き、年度ごとに監査計画を立案した上で、各担当課に実施通知を出し、監査を実施しています。

監査の中で適正・適切でない事項を発見した場合、担当課に改善を求める指摘・指導を行うほか、意見・要望を提出します。その結果を監査報告書として取りまとめ、区議会や区長等に提出するとともに、ホームページ等で公表します。

監査結果の公表後、指摘、指導、意見・要望を受けた担当課は、改善に向けて検討を行います。監査委員は担当課にその後の措置状況について報告を求め、フォローしています。



## 5 監査の年間スケジュール

監査委員は、年度末（3月）に次年度の年間スケジュール（監査計画）を立案し、これに基づき監査を実施します。

次に示す表は標準的な監査スケジュールです。

【監査の標準スケジュール】（年度によって異なる場合があります。）

| 3月     | 4月                  | 5月 | 6月        | 7月 | 8月            | 9月                          | 10月           | 11月  | 12月             | 1月                          | 2月 | 3月 |  |      |  |                 |  |  |
|--------|---------------------|----|-----------|----|---------------|-----------------------------|---------------|------|-----------------|-----------------------------|----|----|--|------|--|-----------------|--|--|
| 監査計画策定 | 定期監査<br>(部局監査、施設監査) |    |           |    |               | 定期監査、決算審査、健全化判断比率審査結果の提出・公表 | 財政援助団体等<br>監査 | 工事監査 | 行政監査<br>(テーマ監査) | 財政援助団体等監査、工事監査、行政監査結果の提出・公表 |    |    |  |      |  |                 |  |  |
|        | 決算審査                |    | 健全化判断比率審査 |    | 財政援助団体等<br>監査 |                             |               |      |                 |                             |    |    |  | 工事監査 |  | 行政監査<br>(テーマ監査) |  |  |

- ・例月現金出納検査は毎月1回実施。
- ・住民監査請求に基づく監査など特別な監査は、請求の都度、随時実施。

## 6 監査の実施状況

### (1) 定期監査（部局監査、施設監査）

豊島区では、「部局監査」と「施設監査」を定期監査に位置づけ、毎年実施しています。

「部局監査」は、庁内すべての部課（23部局86課）について、各課の契約・会計事務やその他の業務が適正に執行されているか監査を実施しました。

「施設監査」は、保育園2園、公園管理事務所1か所、公園2か所、小学校3校、中学校1校、子どもスキップ（学童クラブ）3か所の計12施設について、管理運営状況が適正になされているか監査を実施しました。

なお、「指摘事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態が重大なもの、「指導事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態ではあるものの重大ではないと認められるもの、「意見・要望事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態ではないが、改善が望まれるものを意味します。

| 種別   | 指摘事項   | 指導事項     | 意見・要望事項 |
|------|--------|----------|---------|
| 部局監査 | 6項目 6課 | 19項目 67課 | 4項目 8課  |
| 施設監査 | なし     | なし       | 6項目 10課 |

※一つの課で複数の指摘・指導等を受けている場合は重複して件数を計上しています。

※表中の「課」には、学校等施設監査の対象施設も含めています。

【主な指摘事項】

| 項目           | 内容   |
|--------------|--|
| 契約手続きを行う前の履行 | コピー用紙の購入に関し、納品書の日付が契約日より前の日付となっており、契約手続きを行う前に履行させていた。  |
| 職員の私費による立替払  | 地方公共団体の支出方法は、地方自治法第232条の5第2項で、資金前渡（資金の前渡し）、概算払、前金払、繰替払、隔地払、口座振替の6種に限定されており、非常災害時で前渡金の用意が困難である場合を除き、職員による立替払は認められていない。<br>しかし、文化商工部関係団体との会合への出席において、当日支払うべき会費を、会合の翌日以降に資金前渡により現金受領し、会合当日は出席者が立て替えて支払っていた。 |

【主な指導事項】

| 項目          | 内容   |
|-------------|--|
| 税外収入徴収簿の不作成 | 収支命令者は、歳入簿や歳出予算差引簿など、必要な帳簿を備えて整理しなければならないとされており、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料、その他普通地方公共団体の歳入である税外収入については、税外収入徴収簿の備えが必要である。<br>しかし、本来備えるべき税外収入徴収簿が作成されていなかった。 |

【部局監査における主な意見・要望事項】

| 項目            | 内容  |
|---------------|---|
| 施設の漏水等の事故について | 区所有の施設において、漏水等の事故が4件発生しており、そのうち使われなくなった2件の設備について、水道の元栓を閉める等の処置がとられていなかった。<br>施設の休廃止後に一時的に他の目的で使用する場合は、電気・ガス・水道等のライフラインは残して利用する事もあるが日常的な管理が行き届かなくなる事が想定されるため、施設管理を徹底するとともに、長期に使用が見込まれない場合はライフラインの廃止の手続きや元栓を閉める等の処置を徹底されたい。 |
| 町会への加入促進について  | 近年、人口や世帯数が増加しているなかで、町会加入率は右肩下がりとされており、役員の高齢化も深刻な問題となっている。<br>町会への加入率が低下すると、防犯・防災力の低下や地域の連帯感の希薄化につながりかねない。<br>区においては、加入促進にむけて、様々な取組をしているところではあるが、さらなる加入促進を目指して、他自治体の効果的な取組事例の情報収集を積極的に行い、各地域の特性や現状を把握したうえで、共有及び活用に努められたい。  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>また、区においては、町会活動のデジタル化を促進するため、掲示板・回覧板の電子化や町会ホームページの作成・運営等の伴走支援等を行っているところではあるが、対面での説明会の実施やフォローをするなどデジタルツールが苦手な高齢者に配慮し、サポートする仕組みの充実に努めながら、デジタル技術を活用した加入促進活動を今後も継続して取り組まれない。</p> |
|--|--|

**【施設監査における主な意見・要望事項】**

| 項目                  | 内容   |
|---------------------|--|
| <p>畳のメンテナンスについて</p> | <p>子どもスキップ全22か所のうち10か所で畳部屋が設置されている。今年度の監査で訪問した子どもスキップ池袋本町と子どもスキップ要は両施設とも畳がすり減って薄くなっており、部分的に切れてささくれ立ったところがあった。職員が破損箇所をガムテープなどでカバーしているものの、足をひっかけて転倒することも懸念され、安全とは言い難い状況であった。</p> <p>修繕については、10か所を3つのグループに分けて令和6年度から8年度の3か年で行っているとのことだったが、現状からすると、もう少し早い段階での判断が必要だったと思われる。</p> <p>今後は適切な修繕計画によるメンテナンスのもと、安全で居心地の良い環境づくりに努められたい。</p> |

## 6 監査の実施状況

### (2) 財政援助団体等監査

区が補助金などの財政支援等を行っている団体に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか監査を実施しました。

令和7年度は、次の4団体に対して監査を実施しました。

#### 【監査の対象】

- ① 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター（出資団体、補助金等交付団体）
- ② 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会（補助金等交付団体）
- ③ 豊島区スポーツパートナーズ（「南長崎中央公園スポーツセンター」指定管理者）
- ④ 日比谷アメニス・NTTアーバンバリューサポート共同事業体（「としまみどりの防災公園」指定管理者）

#### 【指摘事項】

なし

#### 【主な指導事項】

| 団体名             | 内 容  |
|-----------------|--|
| 東京広域勤労者サービスセンター | 区からの無償貸付物品について、区の「無償貸付における物品取扱要領」に定められている物品現在高調書兼引渡書等が作成されていなかった。  |
| 豊島区民社会福祉協議会     | 一時的に資金を中継するために使用している口座について、財産目録に記載されておらず、会計帳簿への計上もなされていなかった。   |
| 豊島区スポーツパートナーズ   | 事前提出資料及び当日提示資料について、事務監査・公認会計士検査までに準備期間が約4か月あったが、当日提示された資料は対象年度が異なるなどの不備が多く、また確認すべき書類が不足したため十分な監査及び検査の実施に困難をきたした。 |

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 日比谷アメニス・NTTアーバンバリューサポート共同事業体 | としまみどりの防災公園は、事務監査実施時点でカフェ以外の部分に対し消防法に基づく防火管理者の選任がされておらず、消防計画に基づく消火・通報・避難訓練を実施していなかった。令和7年12月1日付けで消防計画は提出したものの、指定管理業務を開始した令和2年5月1日には防火管理者を選任したうえで消防計画を策定すべきであった。 |
|------------------------------|---|

【主な意見・要望事項】

| 団体名                          | 内 容   |
|------------------------------|---|
| 日比谷アメニス・NTTアーバンバリューサポート共同事業体 | としまみどりの防災公園の指定管理者は、平成29年度に公募型プロポーザル方式により選定され、その提案内容は令和2年度に締結された基本協定書に盛り込まれているが、その一部について履行できていない事業がある。事業者を選定するうえで、提案内容は履行される前提で評価・審査をしているため、提案内容が履行されなければ選定の公平性が担保できない。共同事業体は、履行可能性を十分考慮したうえで提案を行うべきだった。 |

【主な総括意見】

| 課 名   | 内 容  |
|-------|--|
| 行政経営課 | <p>指定管理に関する公文書の保存期間を確認したところ、所管課により考え方が異なり、指定管理に係る全ての公文書を原則通りの保存期間に設定しているケースがみられた。そのため、指定管理期間より公文書の保存期間が短い設定になっている場合があり、指定管理期間が継続しているにもかかわらず、その期間の過去の文書が確認出来なくなることが起こりうる事が判明した。</p> <p>「豊島区公文書管理規程」は基本原則を定めたものであり、同規程第34条第2項では「保存期間は、行政運営の必要性だけでなく、区民からみた利用価値、重要度及び資料価値等を総合的に考慮して設定しなければならない。」と規定されている。行政経営課は、所管課がそれぞれの事情を勘案したうえで慎重に指定管理に係る公文書の保存期間を設定するよう説明会等の機会を捉え、改めて理解を深めるべく努力されたい。</p> |

## 6 監査の実施状況

### (3) 工事監査

区の実施する公共工事について、設計委託から施工まで、財務上及び技術上の手続きが適正に行われているか監査を実施しました。

令和7年度は、次の4件の工事を対象としました。

#### 【監査の対象】

- ① 上池袋図書館全面改修工事
- ② 長崎第二豊寿園内部改修その他工事
- ③ 特別区道31-1181歩道拡幅工事
- ④ 南大塚二丁目児童遊園改修工事



① 上池袋図書館  
【奥：防音パネル、手前：防音シート】



② 長崎第二豊寿園改修後（浴室）



③ 特別区道31-1181拡幅工事  
【工事後のインターロッキング舗装】



④ 南大塚二丁目児童遊園  
【工事後のウッドデッキと協定花壇】

#### 【指摘・指導事項】

なし

【主な意見・要望事項】

| 項 目                   | 内 容  |
|-----------------------|--|
| 上池袋図書館<br>全面改修工事      | <p>解体作業時の騒音に対し、近隣の住人より対処要望があったため、防音シートの一部を防音パネルに張り替えて対応した。</p> <p>解体工事における防音対策は、建物本体または建物内部の解体工事であるかを目安として対策するのではなく、地域の特性や周囲の状況をあらかじめ調査し、それらを踏まえた柔軟な対応策を講じられたい。</p>  |
| 長崎第二豊寿園<br>内部改修その他工事  | <p>浴室の改修では、解体工事において建築当時の設計図には記載のない想定外の梁が浴槽の設置予定場所に見つかり、大幅な見直しが必要となったが、迅速な設計変更と工事事業者の柔軟な対応により、高齢の利用者のみならず介助者にも配慮された仕様となった。</p> <p>また、移動間仕切等の設置により実用性に向けた改善が行われるとともに、職員向けの施設が新たに設けられたことによる労働環境の改善も図られた。今後も、労働環境の改善に取り組まれたい。</p>  |
| 特別区道31-1181<br>歩道拡幅工事 | <p>今回拡幅した歩道に施工されたインターロッキングブロック舗装は、保水性・透水性があり雨水を浸透させるため、スリップの防止効果がある。幅広い世代が利用する歩道が安全で歩きやすいことは重要あり、現場の視察においても、歩き心地の良さが確認できた。</p> <p>一方で、汚れやすく変色が生じやすいなどのデメリットもある。</p> <p>工法を選ぶ際は、特性やメリット、デメリットを適宜判断し、設置場所の環境や景観に応じて最適な施工方法を取り入れられたい。</p> <p>なお、今後も快適な歩行を実現するため、工法や素材など、新たな技術を積極的に調査・研究することを期待する。</p> |
| 南大塚二丁目<br>児童遊園改修工事    | <p>ワークショップにおける、高低差のある地形を活かし、なだらかなスロープで公園と道路の境界がなくなってほしい、という地域住民のアイディアにより、道路からの入口となるウッドデッキを新設し、公園横に位置する区民ひろば側スロープを改修することで園内への通り抜けを可能とし、ベビーカー等の出入りが容易となった。</p> <p>また、ウッドデッキの対面に設置した長いベンチを舞台と観客席に見立てるなど、南大塚の立地ならではの発想があった。</p> <p>本改修は、地域住民の意見や要望に寄り添って実現した好ましい事例である。今後のさらなる広がりを期待したい。</p>            |

## 6 監査の実施状況

### (4) 行政監査

豊島区では、区の事業のうち全庁横断的かつ重要なテーマを取り上げ、監査を実施しています。

【令和7年度 行政監査テーマ】「防災備蓄品等の管理状況について」

#### 【監査の対象】

防災危機管理課及び各課において、令和7年10月1日時点で整備・管理している備蓄品等  
(令和7年度中に購入予定を含む)

#### 【指摘・指導事項】

なし

#### 【主な意見・要望事項】

| 項目                | 内容  |
|-------------------|---|
| 備蓄目標に対する達成状況      | 各救援センターの備蓄品について、飲料水及び食料についてはおおむね備蓄されていたが、洗口液、おしりふき、養生テープについては、全く備蓄されていなかった。また、帰宅困難者用の備蓄品については数量が不足していた。備蓄品については、令和6年度から令和10年度にかけて購入予定で目標数量を満たす見込みとしている。購入後は災害時において備蓄品が有効に活用されるよう適切な管理に努められたい。計画の遂行と並行して、女性や乳幼児、高齢者、障害者等に配慮した品目の検討や改良が施された最新の備蓄品の購入など、計画内容の更新についても随時取り組まれることを望む。 |
| 業務継続計画に基づく備蓄品について | 交通機関の停止が長期にわたると想定される場合、区職員は発災後3日間本庁舎に待機し、区職員による業務継続体制をとることとしているが、職員用備蓄品の積算根拠となる職員数と、人事課が目標値とする対象職員や人数において大きく乖離している。区は、職員用備蓄品について、災害対策業務を遂行するために必要なものとして捉え、携わる職員が支障なく職務を全うできるよう業務  |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
|                             | <p>継続計画において位置付けるべきである。なお、現在は飲料水及び食料のみの配備となっているが、災害時の業務遂行において必要となる品目について十分に検討し配備されたい。</p>  |
| <p>避難所の開設・運営の訓練状況</p>       | <p>訓練の実施状況は充分とはいえず、補助救援センターや福祉救援センター、医療救護所については、救援センターとの合同実施も検討するなど、計画的かつ継続的な実施体制を構築されたい。また、より有効な訓練とするためには、他自治体の取組事例も研究し、実体験の知見をマニュアルや研修に活用するなど工夫されたい。あわせて、関係団体や指定管理者、区と協定を締結している企業・大学等、幅広い団体の訓練参加を促し、コミュニケーションを取ることで、災害関係の連絡・調整が円滑になるよう図られたい。</p>  |
| <p>防災備蓄品等の管理状況についての総括意見</p> | <p>備蓄物資計画にある備蓄品の品目や数量が欠けている事が判明し、加えて業務継続計画における職員用の飲料水や食料の備蓄品の配備については人事課の役割となっているが、出先施設分が考慮されておらず認識が不十分であった。</p> <p>また、開設・運営マニュアルが一部作成されていない状況が見受けられた。発災時に迅速かつ適切な対応が困難となるおそれがあり、防災危機管理課が標準のマニュアルを示すなど、マニュアル作成を促されたい。</p> <p>区は、備蓄品の計画的な配備や在宅避難に必要な備蓄を区民に啓発することで防災力を向上させ、安全・安心なまちづくりに一層の取り組みが図られることを期待する。区の防災力をより一層向上させるためには、防災危機管理課が主導的な役割を担い、関係部署や町会等の地域団体と密接に連携し、強固な防災体制を構築していくことが不可欠であり、区として関係各課連携のもと、一体的に取り組むよう強く望む。</p> |

## 6 監査の実施状況

### (5) 決算審査

地方自治法に基づき、令和6年度決算について決算の数値が正しいかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

【審査の対象】 令和6年度豊島区一般会計及び3特別会計

【審査の結果】 決算数値は誤りのないことが確認されました。

【主な意見・要望事項】

| 項目              | 内容  |
|-----------------|---|
| 令和6年度<br>決算総括意見 | <p>令和6年度一般会計の当初予算は、区民生活を支えるため区民目線を意識した編成がされた結果、予算規模は過去最大となった。さらに11次にわたる補正予算により合計128億5,807万円を追加計上した。</p> <p>歳入決算は、株式等譲渡所得割交付金及び地方消費税交付金が当初見込みよりそれぞれ9億円増加をするなど、一般財源歳入は堅調であった。</p> <p>また、財政調整基金は55億円を繰り入れたものの、特別区債の発行を抑制するとともに、義務教育施設整備基金及び公共施設再構築基金の繰入れを行わないなど、次年度以降の財政需要を考慮した決算となった。</p> <p>一般会計基金の残高合計は618億2,294万円と過去最大となり、基金残高と特別区債残高との差額も過去最大となった。</p> <p>こうした財政状況は、堅実な財政運営を行いつつ、区民サービスの更なる充実を図るとともに、区有施設の更新と池袋の都市再生を着実に進めることに取り組み、社会情勢に的確に対応し区民生活に寄り添った施策を推進した成果である。</p> |
| 今後の行財政運営について    | <p>今後の区政を取り巻く環境を展望すると、歳入面においては急激に歳入環境のトレンドが変わる恐れがあり慎重な見極めが必要である。また、ふるさと納税制度等の不合理な税制改正による影響により、令和6年度は97.8億円ほど収入が減少し、今後さらに拡大することが予想される。</p> <p>歳出面では、加速化する少子化や高齢化への対策経費が増大し、また公共施設の改築・改修、大規模再開発やインフラ整備が続くことから投資的経費は今後数十年にわたり過去最高水準で推移することが見込まれるため、区財政にとって非常に大きな負担になると予測される。</p> <p>将来のまちづくりに投資しつつ、変化する区民ニーズに的確に対応し続けるためには、すべての施策において再構築を繰り返し、財源を再配分することが持続可能な財政運営の大前提となる。これまで以上に考え抜いた予算編成を実施することを切に望む。</p>  |

## 6 監査の実施状況

### (6) 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政状況を表す指標について、算定が正しく行われているかを審査しました。

【審査の対象】 令和6年度健全化判断比率

【審査の結果】 各指標は誤りのないことが確認されました。

(単位：%)

| 健全化判断比率   | 令和6年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----------|-------|---------|--------|
| ①実質赤字比率   | —     | 11.25   | 20.00  |
| ②連結実質赤字比率 | —     | 16.25   | 30.00  |
| ③実質公債費比率  | △0.8  | 25.0    | 35.0   |
| ④将来負担比率   | —     | 350.0   |        |

①実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で資金不足の大きさを示す指標。実質収支が黒字のため「—」と表記。

②連結実質赤字比率…一般会計等に、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を連結した資金不足の大きさを示す指標。実質収支が黒字のため「—」と表記。

③実質公債費比率…一般会計等が義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率で、この数値が高いほど財政運営が厳しいことを示す指標。

④将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、今後償還することとなる地方債の残高や第三セクターなどの負債、全職員を対象とした退職手当見込額など将来見込まれる実質的な財政負担の程度を示すものである。この数値が高いほど、将来の財政運営に問題が生じる可能性が高くなることを示す指標。将来負担比率がマイナスのため「—」と表記。

※早期健全化基準・財政再生基準…地方公共団体の財政状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。算定結果の値がこの基準値以上の場合は、法に基づき財政健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められる。

## 6 監査の実施状況

### (7) 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年度経常的に行う監査のほかに、区民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」制度を定めています。

住民監査請求は、区の執行機関や職員について「違法又は不当な財務会計上の行為」があるときに、損害の補填など必要な措置を請求できる制度です。

#### 【監査対象と請求期間】

| 監査対象          | 監査請求期間        |
|---------------|---------------|
| 公金の支出         | 当該行為のあった日から1年 |
| 財産の取得、管理、処分   |               |
| 契約の締結、履行      |               |
| 債務その他の義務の負担   |               |
| 公金の賦課、徴収を怠る事実 | 期間制限なし        |
| 財産の管理を怠る事実    |               |

#### 【住民監査請求の要件】

|        |  |
|--------|--|
| 形式的な要件 | 違法・不当な行為者として区長などの執行機関又は職員の明示があること<br>請求人は、豊島区の住民（個人・法人）であること<br>違法・不当な事実を証する書面が添付されていること<br>請求期間内であること |
| 実質的な要件 | 豊島区の財務会計上の行為であること<br>請求事項を特定できる程度の具体性があること<br>違法・不当とする事実又は理由の摘示があること<br>行為の結果として、損害又はそのおそれがあること        |

【令和7年度実績】 請求2件（うち、要件を備えた請求0件）

## 7 監査結果に基づく措置状況（令和6年度）

区では、監査委員が行った指摘・指導及び意見・要望に基づき区長などが講じた改善措置について、年1回その状況を公表し、フォローアップに努めています。

令和6年度に実施した監査では、監査委員から下表のとおり148件の指摘・指導及び意見要望を提出し、その対応状況について報告を求めたところ、公表時点において、134件の改善が見られました。改善率は90.5%でした。

### 【令和6年度に実施した監査の措置状況】

（※件数は課ごとの件数）

| 監査種別                     | 区分    | 措置対象 | 改善済み | 改善中 |
|--------------------------|-------|------|------|-----|
| 定期監査<br>（令和7年5月公表）       | 指摘    | 7    | 7    | 0   |
|                          | 指導    | 76   | 76   | 0   |
|                          | 意見・要望 | 13   | 7    | 6   |
| 財政援助団体等監査<br>（令和7年10月公表） | 指摘    | 0    | 0    | 0   |
|                          | 指導    | 8    | 8    | 0   |
|                          | 意見・要望 | 7    | 6    | 1   |
| 工事監査<br>（令和7年10月公表）      | 指摘    | 0    | 0    | 0   |
|                          | 指導    | 0    | 0    | 0   |
|                          | 意見・要望 | 8    | 6    | 2   |
| 行政監査<br>（令和7年10月公表）      | 指摘    | 0    | 0    | 0   |
|                          | 指導    | 23   | 21   | 2   |
|                          | 意見・要望 | 6    | 3    | 3   |
| 合 計                      |       | 148  | 134  | 14  |

（改善率90.5%）

### 【主な改善例】

| 項 目  | 内 容   |
|------|---|
| 定期監査 | <p>【事案】</p> <p>金銭出納員は、取り扱った収納金を払込書により即日又は翌日等遅延なく指定金融機関等へ払い込まなければならないとされている。</p> <p>徴収後は直ちに庁舎内の金庫室に保管し、週明けを待って払い込みの処理を行う予定であったが、議会対応や研修の参加などが重なったため、6日</p> |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>後に払込を行っていた。</p> <p>【改善内容】</p> <p>担当係長がグループ打合せで会計事務規則の内容を口頭で説明し、適切な会計処理を進めるため会計事務規則の確認を進めるとともに、職員ポータルの会計課ページにアップされている歳入・歳出の手引きなどを適宜、参照するよう指導した。</p>  |
| 工事監査              | <p>【事案】</p> <p>「インクルーシブ遊具」の導入が進んでいる。当該公演にも導入され人気があったが、事故が数回発生したため利用者の安全面を考慮し、令和6年7月から取り外している。早急に代替の遊具の設置に努めるとともに、今後とも遊具の選定を含め、誰もが安全に楽しく遊べる公園の管理運営を推進されたい。</p> <p>【改善内容】</p> <p>遊具の設置の可否を検討し、撤去した遊具と同様のインクルーシブ遊具である一人用ハーネス付きブランコを設置した。</p>  |
| 財政援助<br>団体等<br>監査 | <p>【事案】</p> <p>指定管理業者が作成する収支報告書において、消費税の課税対象とならないもの（給与・賃金、保険料・共済金、租税公課など）にも消費税相当分として10%を加算し、計上していた。また、仮受消費税と仮払消費税の相殺により納付する未払い消費税について、収支報告書「その他公租公課」欄への計上を行っていなかった。</p> <p>【改善内容】</p> <p>会計担当者は、課税・非課税項目を正しく認識し、収支報告書を正確に作成する。未払い消費税に関しては、正しい算出方法を確認し、正しく計上する。指定管理者は、区に報告済みの収支報告書を是正のうえ区に提出し、成果配分の再精算を行った。</p>   |
| 行政監査              | <p>【事案】 令和6年度テーマ「プロポーザル方式による契約について」</p> <p>プロポーザル方式実施の公表期間を原則3週間以上と定めているが、公表期間を3週間未満としていた契約があった。契約の目的、業務内容や規模等に応じて、適切な募集期間を設定することが重要であり、募集期間が十分に確保できないと参加事業者数へ影響する可能性がある。より多くの事業者の参加を促し、提案内容の充実を図るためにも、3週間以上の募集期間を確保されたい。また、契約課においては、公表期間の日数を相当期間確保することの必要性について、改めて周知徹底を図られたい。</p> <p>【改善内容】</p> <p>令和7年度プロポーザル方式を採用することとなった案件から、本監査で指摘を受けた事項（募集要項の公表期間、議事概要の記録、評価基準における価格の優位性に関する項目の割合、募集要項記載項目）について、十分留意するよう事務連絡を発出し、注意喚起を行っている。今後は、その他契約管財課での効率的なチェック体制構築についても検討していく。</p> |

◎ 監査結果の詳細は、豊島区のホームページに掲載しています。

インターネットにて「豊島区ホームページ」→「区政情報」→「監査」のページをご覧ください。 <https://www.city.toshima.lg.jp>

また、報告書・意見書は、豊島区の行政情報コーナー及び中央図書館にて閲覧することができます。

#### 【報告書・意見書】

「令和6年度 豊島区各会計決算審査意見書」令和7年9月

「令和6年度 豊島区健全化判断比率審査意見書」令和7年9月

「令和7年度定期（部局・施設）監査結果報告書」令和7年10月

「令和7年度 財政援助団体等監査結果報告書」令和8年3月

「令和7年度 工事監査結果報告書」令和8年3月

「令和7年度 行政監査結果報告書（防災備蓄品等の管理状況について）」令和8年3月

## 「豊島区の監査のあらまし」

令和7年度実施結果概要

令和8年（2026年）6月

発行 豊島区監査委員事務局

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号

電話 03（4566）2831